

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
7月19日
(金曜日)

目次

- 告示
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しなければならない区域の指定(環境政策課).....一
- 公告
国土調査の成果の認証(政策企画課).....二
電線共同溝を整備すべき道路の指定の変更(道路整備課).....二
下関都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課).....二
- 選管告示
不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正.....二
- 雑報
県報の正誤(令和六年七月九日山口県告示第二百一号).....三
- 山口県告示第二百十二号
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。
令和六年七月十九日
山口県知事 村岡 嗣政
- 一 形質変更時要届出区域
周南市開成町四五三〇の一部及び同市臨海町六の一部

二 特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、一・二ジクロロエタン、一・一ジクロロエチレン、一・二ニジクロロエチレン、一・三ニジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、一・一・一トリクロロエタン、一・一・二トリクロロエタン、ふっ素及びその化合物、ベンゼン並びにほう素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当

周南市臨海町六の一部は、土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

(一三〇) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和六年七月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
宇部市	令和四年二月二十二日から 令和六年二月三十日まで	宇部市地籍図 宇部市地籍簿	大字小野及び大字船木の各一部
山口市	令和四年四月一日から 令和五年八月二十九日まで	山口市地籍図 山口市地籍簿	秋穂二島の一部
〃	令和四年四月一日から 令和五年八月三十日まで	〃	小郡下郷の一部
〃	令和四年四月一日から 令和五年九月六日まで	〃	宮野上の一部
〃	令和四年四月一日から 令和五年九月二十日まで	〃	阿東生雲西分の一部

二 認証年月日

令和六年七月十九日

(一三二) 電線共同溝を整備すべき道路の指定の変更

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の指定を次のとおり変更しました。

令和六年七月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類	路線名	旧新別		区 間
		新	旧	
県 道	萩三隅線			萩市大字御許町字御許町四六の一地先から 同市大字橋本町字橋本町二四の四地先まで
		新	旧	

(一三三) 下関都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、下関都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和六年七月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

令和六年八月二十日(火曜日)午後二時

二 開催の場所

下関市彦島江の浦町一丁目三番一号

下関市立彦島公民館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

(一) 追加する下関都市計画道路一・四・二下関北九州道路

次のとおりとする。

(二) 変更する下関都市計画道路三・三・五竹崎長崎線

次のとおりとする。

(三) 変更する下関都市計画道路三・四・一一長崎筋川線

次のとおりとする。

(四) 変更する下関都市計画道路三・五・二八長崎田の首線

次のとおりとする。

(五) 変更する下関都市計画道路三・五・三八長崎西山線

次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和六年八月十三日(火曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和六年八月十三日までの消印のあるものに限りです。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

(五) その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三一三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

下関市貴船町三丁目二番一号

下関土木建築事務所

下関市南部町一番一号

下関市都市整備部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)



山口県選挙管理委員会告示第四十二号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会)

告示第二十八号)の一部を次のように改正する。

令和六年七月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

「ク」 大字大河内一〇九の二を「ク」 大字大河内一〇五二八の一〇」に改める。



正 誤

令和六年七月九日山口県告示第二百一号(瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要)

一	ページ		
上	段		
左から 七	行	誤	正
		山口市環境部環境政策課	山口市環境部環境衛生課

令和六年七月十九日
印刷

発行人
所

山口県
知事
庁